

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	世田谷区の既存事業等での実施状況		主たる所管部	今後の方向性と課題 (関連事業番号)	国等の補助事業の対応に向けた検討優先度 (◎最優先、○優先、△継続課題)					
	実施の有無	活用できる既存事業の概要			優先度	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)	
						国の構築期間		—	—	
						第5期障害福祉計画期間		—		
						健康せたがやプラン(～平成33年/2021年度)				
新実施計画(後期)期間										
<b>1 保健・医療・福祉による協議の場</b> 地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する内容を協議する場。協議の場の参加者は、障害保健福祉の所管課、保健所(精神保健担当保健師等)、医療関係者、福祉関係者等。(補助金交付の必須要件)	有	○ 「自立支援協議会地域移行部会」の開催・地域移行(精神科病院に1年以上入院している方の退院支援)に向けた支援やあり方の検討	平成31年(2019年)度以降、障害福祉担当部が担う。	既存の会議体である「自立支援協議会の地域移行部会」を活用し、「協議の場」を設ける。 (平成30年(2018年)度設置) <b>【課題】</b> 医療関係者の参加調整	◎ 第5期計画記載	設置 (年度末)	開催 (施策協議)	開催 (施策協議)	開催 (施策協議)	
<b>2 住まいの確保支援</b> 精神障害者が入居しやすい民間賃貸住宅情報システムや空き部屋のマッチングシステムの構築、公営住宅の入居促進、公的保証人制度の構築等。	有	○ 障害者向け区営住宅の確保、区営住宅の入居にかかる所得基準上限の緩和 ○ お部屋探しサポート ○ 世田谷区保証会社紹介制度(滞納家賃一時立替制度)、 ○ 障害者グループホームの整備	都市整備政策部 障害福祉担当部	<b>【課題】</b> 既存事業を取組みの中心とする。居住支援協議会等との調整が必要。また、障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会の動向を注視(障害者グループホーム整備)	△	調整予定	調整予定	調整予定	調整予定	
<b>3 ピアサポーターの養成</b> ピアサポーター及びピアサポーターに関わる事業者に対するピアサポートの活用に必要な研修等の実施。研修を受講したピアサポーターの相談支援事業所等への雇用等、関係機関連携。	有	○ 世田谷区精神障害者夜間休日電話相談事業運営費補助金交付要綱による事業実施 ・ピアカウンセラーの養成 ・ピアカウンセラーによる啓発活動	世田谷保健所	梅ヶ丘拠点における事業展開(区立保健センター事業)を想定(一部機能拡充予定)し拡充を検討する。 <b>【課題】</b> 事業拡充に向けた保健センターへの事業移管等の対応が必要	△	検討	試行準備	試行	検討 試行拡大	
<b>4 アウトリーチ事業</b> 多職種による訪問支援を行い、支援対象者及び家族等の状態に応じて、必要な支援が提供される体制を整備。アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に実施。	無	—	総合支所 保健福祉センター 世田谷保健所	「地方公共団体による精神障害者の退院後支援ガイドライン」に基づき、退院後支援計画策定や困難ケース等に対応するため、訪問型支援や医療・福祉サービス利用支援機能を整理し、平成31年度(2019年)に一部実施する。 *5「入院患者の地域移行事業」 <b>【課題】</b> アウトリーチチームの運用の詳細検討	◎	事業実施に向けた詳細検討	一部実施・検証	実施	実施	
<b>5 入院患者の地域移行事業</b> 入院中に通常行われる支援とは別に、多職種チームによる退院に向けた相談・支援等の包括的な地域生活支援プログラム(地域生活を念頭に置いたプログラムや訓練)の実施。	一部有	○ 次の機関等における入院患者の地域移行事業の実施 ・総合支所職員(保健師、ケースワーカー等) ・東京都地域移行コーディネーター ・指定一般相談事業者 ・地域障害者相談支援センター	総合支所 保健福祉センター 障害福祉担当部 世田谷保健所	既存事業の振り返りや支援の担い手等により地域生活支援プログラムを作成、平成31年度(2019年)に予定する退院の意思確認方法やアウトリーチチームの関与など支援体制の構築を進める。 *4「アウトリーチ事業」 <b>【課題】</b> 関係所管との事業連携の具体化	○	プログラム等の検討	退院意思確認・退院支援プログラムの検討	プログラムの実施と地域移行	プログラムの実施と地域移行	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	世田谷区の既存事業等での実施状況		主たる所管部	今後の方向性・課題 (関連事業番号)	国等の補助事業の対応に向けた検討優先度 (◎最優先、○優先、△継続課題)				
	実施の有無	既存事業の概要			優先度 国の構築期間	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)
						国の構築期間		—	—
						第5期障害福祉計画期間			—
						健康せたがやプラン(～H33年度)			
新実施計画(後期)期間									
6 包括ケアシステムの評価事業 精神障害者をとりまく医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育についての実態把握(アンケート、ヒアリング等)	無	—	障害福祉担当部	【課題】平成34年度(2022年)までに実態把握を行い、本件地域包括ケアシステムを評価検証する。	△	評価方法の検討	評価方法の検討	実施	実施
7 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修の実施 医療機関、サービス事業所等の職員に対し、精神障害者の地域移行に関する保健・医療・福祉の相互理解を促進するための研修の実施。	有	○ 障害者相談支援事業所に対する人材育成研修 ○ 相談支援事業所への技術支援	障害福祉担当部	相談支援事業所に対する研修については、引き続き基幹相談支援センター委託事業として実施する。アドバイザーを委嘱し専門性を確保しながら人材育成を行う。 【課題】保健・医療・福祉の相互理解を促進する研修の検討・実施	△	研修実施	研修実施	研修拡充	研修拡充
8 措置患者退院後の医療等継続に係る事業 措置入院患者等の退院後医療継続に必要な制度周知や人材育成等の実施。	一部有	○ 保健師活動 措置入院全件ではないが、病院等から連絡があれば地区担当保健師が退院後調整を実施	総合支所 保健福祉センター 世田谷保健所	*4「アウトリーチ事業」に合わせて実施する。 【課題】アウトリーチチームの運用の詳細検討	◎	事業実施に向けた政策決定	試行実施・検証	本格実施	本格実施
9 家族支援等 精神障害者の家族が、包括ケアシステムの理解を深め、家族が安心して本人支援できるような家族支援の実施。	一部有	○ 精神障害者家族等支援相談活動 ○ こころの健康相談 ○ 依存症相談 ○ 夜間・休日電話相談 ○ 保健師活動	総合支所 保健福祉センター 障害福祉担当部 世田谷保健所	「こころの相談機能等の強化検討専門部会」において、引き続きあり方を検討する。 例:家族レスパイトの場の設置等 【課題】当事者や家族会との協議	△	検討	実施に向けた準備	試行	検証・試行拡大
10 その他(区の任意事業) 区民ニーズに的確に対応する相談支援体制を構築するため、地域障害者相談支援センターの体制強化と、夜間・休日の相談機能確保のための体制整備を行う。	一部有 充実	○ 「障害者等の相談支援体制の強化」年々増加するこころの相談や精神障害を中心とした障害者等の多様な相談への対応強化を図る。	障害福祉担当部	地域障害者相談支援センターの次期受託事業者公募に合わせ、相談支援体制の強化を進める。(平成31年度(2019年)実施)	◎	体制強化意思決定と事業選定	事業実施	事業実施	事業実施
	新規拡充	○ 「当事者や家族が相談したいときに相談できる体制の構築」 区や地域障害者相談支援センターの窓口開設時間以外の土日や夜間も含めた相談体制について検討を進めている。 ○ 「精神障害者や精神疾患等の理解、差別・偏見の解消」への取り組み ・区民全体への啓発や情報発信などの講演会等の開催 ・こころの健康づくりを支えるピアサポーター等の人材育成	世田谷保健所	○ 梅ヶ丘拠点に整備する新たな保健センターにおける「こころの相談」機能として、区の相談窓口が対応していない夜間・休日等の相談体制の検討を進める。 ○ 区民全体への啓発や情報発信を目的とする講演会の開催やピアサポーター等の人材を育成する。	○	検討	体制整備	試行開始	試行拡大